

令和８年度「正規雇用化サポート事業」業務委託に係る
委託業者選定企画提案コンペ実施要領

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業名

令和８年度「正規雇用化サポート事業」

2. 事業目的

本県の高い非正規雇用の割合を改善するため、正規雇用に取り組む県内企業を支援し、正規雇用の促進による雇用の質の改善を図ることを目的とする。

3. 企画提案上限額

委託料 28,886,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

4. 委託業務の期間

契約締結の日から令和９年３月 25 日まで

5. 委託する業務内容

令和８年度「正規雇用化サポート事業」業務委託に係る企画提案仕様書のとおり

6. 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち１者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方公共団体等から（本事業の実施内容に）類似する業務の委託を過去３年以内に受けたことがあること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか１者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げるものでないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を 1 者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。
- ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (10) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - イ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

7. 応募の手続き等

(1) 質問事項受付期間

- ①期 間：公告の日から令和8年2月20日(金)17時厳守
- ②質問方法：【質問書】に質問事項を記載し、「12. 連絡先」の代表メールアドレスあて、メール送信により提出すること。なお、件名は「【質問書】 令和8年度正規雇用化サポート事業_企画コンペ」とし、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ③回答方法：質問のあった事項については、最終回答日までに雇用政策課ホームページに掲載する。
- ④最終回答日：令和8年2月25日(水)を予定

(2) 企画提案応募申請書等の提出

- ①提出期限：令和8年3月10日(火)17時厳守
- ②提出場所：沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)
- ③提出書類：下記書類を必要部数、持参もしくは書留郵便(必着)で提出すること
 - ア【様式1】企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - イ【様式2】法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ウ【様式3】業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - エ【様式4】誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - オ都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書・・・・・・・・1部
 - カ税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書・1部
 - キ貸借対照表(直近3期分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部
 - ク損益計算書(直近3期分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部
 - ケ【様式5】雇用機会創出・雇用環境改善に関する取組状況・・・・・・・・1部
 - コ【様式6】企画提案内容説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - サ企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部
 - シ実施体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部
 - ス【様式7】経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部
 - セ【様式8】コンソーシアム協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※セについて、コンソーシアム協定書は、当課が提示したひな型を原則として使用すること。ひな型の条項を削除することは、原則として認めない。

※ウについて、「6. 応募者の資格」の(2)の内容が確認出来るものとする。

※イ〜ケについて、コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

※コ(【様式6】企画提案内容説明資料)については、企画提案書等の概要を簡潔にまとめること。また、上記①の提出期限までに「12. 連絡先」の代表メールアドレスあ

てに添付ファイルによる提出も行うこと。

※サ.企画提案書、シ.実施体制図、ス.【様式7】経費見積書を順に1部ずつクリップ等で綴ること。(A4、長辺綴り)

8. 委託候補者の選定

(1) 第一次審査(書類審査)

雇用政策課において様式6「企画提案内容説明資料」を中心に書類審査を行い選定する。

①結果通知日：令和8年3月12日(木) (予定)

選定された業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し最も優れた提案者を決定する。

①日時：令和8年3月25日(水) (15:00～17:00 予定)

②場所：グッジョブセンターおきなわ会議室 (予定)

※日時及び場所は、確定した後に別途連絡をする。

※書面審査に変更する場合がある。

(3) 主な評価項目

①適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

②実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、成果目標等の達成に向け、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

③具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

④妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

⑤実績

業務実施に必要な専門的知見及び業務実績を十分に有していると認められること。

⑥その他

雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取り組みを実施していること。

(4) 委託候補者決定

決定通知：沖縄県振興特別推進交付金の交付決定がなされた後、通知する。

9. 契約

(1) 契約の締結

委託候補者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことが出来る。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 沖縄県財務規則 抜粋（契約保証金について）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10. 経費の計上

対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には次のとおりとする。

なお、自主提案業務に要する経費は、委託上限額の範囲内で見積もること。

経費区分	備考
I. 人件費	本業務に従事する者(の作業時間)に対する人件費
II. 事業費	旅費、謝金、借料及び損料、消耗品等、印刷製本費、通信運搬費等本事業に必要な経費
III. 再委託費	県との取り決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他社に行わせる（委託、準委任又は請負）ために必要な経費。
IV. 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払いを認められた間接経費 次の計算式により算出すること $(I. 人件費 + II. 事業費) \times 10/100$ 以内（小数点以下切り捨て）
V. 消費税相当額	次の計算式により算出すること。 $(I. 人件費 + II. 事業費 + III. 再委託費 + IV. 一般管理費) \times \text{消費税率} (10/100)$ （小数点以下切り捨て）

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1 事業者（コンソーシアム）あたり 1 案に限るものとする。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と委託候補者とで別途協議して決めることとする。

12. 連絡先

沖縄県商工労働部 雇用政策課

雇用対策班 担当：金城

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 8 階）

電話：098-866-2324 FAX：098-866-2349

代表メールアドレス：aa059100@pref.okinawa.lg.jp